

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和4年9月26日（月）16:53～17:20
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 中川 雅之 日本大学経済学部教授
- 座長代理 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士
- 委員 阿曾沼 元博 順天堂大学客員教授
医療法人社団澁志会 社員・理事
- 委員 堀 天子 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

<関係省庁>

- 内田 雄一郎 総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室
長

<提案者>

- 清水 康一 加賀市病院事業管理者
- 山内 智史 加賀市最高デジタル責任者
- 藏 喜義 加賀市政策戦略部長
- 奥村 清幸 加賀市市民健康部長
- 加藤 正則 加賀市医療センター管理部長
- 田近 勝明 加賀市スマートシティ課企画官

<事務局>

- 淡野 博久 内閣府地方創生推進事務局長
- 山根 英一郎 内閣府地方創生推進事務局次長
- 三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 菅原 晋也 内閣府地方創生推進事務局参事官
- 杉山 忠継 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 「医療版」情報銀行の制度構築
 - 3 閉会
-

○菅原参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は「『医療版』情報銀行の制度構築」ということで、総務省、加賀市にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、総務省、加賀市からそれぞれ御提出いただいております、公開予定です。本日の議事につきましても公開予定です。

本日の進め方ですが、まず、加賀市から5分程度で御説明をいただき、次に、総務省から5分程度で御説明いただいた上で、その後、委員による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは「『医療版』情報銀行の制度構築」につきまして、まず、加賀市のほうから御説明をお願いします。

○山内最高デジタル責任者 加賀市のチーフデジタルオフィサーの山内です。

では、私からポイントと思うことに絞って御説明させていただきます。

「医療版」情報銀行を核とした先端的な健康・医療サービスに関して、先に目的から説明しますが、「医療版」情報銀行に蓄積された健康・医療情報を基にした市の政策への反映と、データに基づいた個人への健康改善指導を行い、ロコモ・フレイル対策を高度化というふうに書いてあります。

前提として、役所自身がサービスプロバイダーであって、エンドカスタマーが市民という位置付けで、この「医療版」情報銀行を使って、市民の健康寿命を延ばしたいという従来からの市民健康部主導での公共サービスでの目的設定が記載されている認識でございます。

市民サービス全体構成についてですけれども、この図は、細かく色々書いてありますが、大きく見て右上に四角で囲っております情報銀行と、これが中心で、この箱へのデータインプット側が左半分、アウトプット側が右下というような見方の図になっています。

情報銀行のこの四角の中に、機能別でパーソナル情報蓄積機能、蓄積と、それから情報流通機能と、分析システム、分析機能のこの三つ書いてあります。

情報銀行からアウトプット側、下側は、まず蓄積から下に出ている線というのは、利用者本人と医療従事者向けに蓄積版から件名データを取り扱うというところです。次に、流通の機能から右下に出ている線というのが、匿名データを流して利活用事業者向けに引き渡すという界面、あとは分析システムから出ているのは、役所自身が使って、データに基づいて市民政策を企画立案するということを想定した線になっています。

ということで、この情報銀行「医療版」として蓄積、流通、分析と書いております。それから、あと信託機能が、この図から少し抜け落ちておりますけれども、もちろん特区として加賀市全体で、当然含めて制度設計を行うつもりで、これまでも御提案してきておりますし、この図の役所側のサービス設計に関しても、事業者と今まだ詰めている途中でござ

ざいますけれども、その事業者選定を早めて、これからスケジュールを組んでしっかりやっていきたいと思っておりますので、必要に応じて図示化していきたいと考えています。

次のページ、この図は、同じような絵ですけれども、もう少し詳細を説明しますと、左から右へとデータフローが流れるイメージで、真ん中から右半分ぐらい、情報銀行の想定機能が書いてあります。少し単語は違いますが、この情報レポジトリというのが蓄積機能のことで、そこに矢印が刺さっていて上から順に、健康カルテ、これは役所で健診情報とかをため込んでいるものになります。

また、電子カルテ、それから介護記録、その他PHRデータや、学校検診など、インプット側のほうを並べております。論点として、これら全てを接続させる必要があるかというところはありますけれども、それは使い手側次第になりますので、まず、使い手側、最初の想定として役所自身ですね、使い手となって、ミニマムで分析したい内容、これ次第で最低限の、この左側のデータセットの範囲というのを定めていきたいと考えております。

右側の利活用サイドで何がしたいか、デイサービス構想で、色々試行錯誤をしている途中ですけれども、これは私の考え方ですが、全て役所で全部やろうとするのは、はっきり言って難しく、やはり民間を含めて利活用サイドでは、色々アイデアが生まれてくるところですし、最初から全部見えるわけでもないの、使いながら出てくるところ、見えてくるところもあるかもしれませんし、また、役所自身も利活用サイドのワンオブゼムであるわけなので、そこを絞ったり、広がり制限してしまうというのは、市全体として事業の拡張性の観点で、ある意味、機会損失になりかねないと思っておりますので、そこは、特区全体の中で、我々公的サービス機関である役所の立場と、それから制度政策を考える立場と両方あって、前者については、自分たちが最低限やるべきサービスだけ、ミニマムで含めてしまえば、市民性市民向けのサービスはそれでいいかなと思っておりますし、あとは特区全体として事業者向けのルール、制度設計と事業の拡張性、そのあたりを担保されるように流通機能のところを具備していくところの考え方かなと認識しております。

次のページ、この資料は、データの分析、利活用を、0次、1次、2次利用という形で整理したものになりますが、どういうことかということ、0次は単に蓄積、保管を安全にするという役割で、1次は利用者本人自身が使う、2次は本人の手から離れての2次利用という意味合いで書いております。

ここで市のサービスをどう考えるかで、やはり予防アクションにつなげるということは、実は、これは新しい話というよりも、シンプルに、ロコモ・フレイルの予防アクションなので、食事と運動という基本的なことを中心に、そこを規則正しくどうやって矯正とか維持していくかということだと認識しております。今、市民健康部主導で、地元の介護事業者や、ケアの現場の方々とディスカッションを続けてきていますし、加賀市は、これまで厚生労働省と取り組んできている介護アプリというものもあって、通いの場という介護アプリですけれども、それで脳を鍛えるゲームが含まれていたり、あるいは保健指導まで踏み込む機能ということも重要かと思っておりますので、個人個人に応じて、そういう

保健指導や、行動変容につながるような可能性というところを意識してアプリ設計をしていくというところが、加賀市がやるべきかなと思っております。

ですので、自分たちが提供するものは最低限のものとして、既に色々取り組んでいることや、他の地域でもありますので、それらのいいところを盛り込んで、ユーザー体験できるように、この「医療版」情報銀行アプリというものを作って提供できればよいと思っております。

最後に、加賀市がやるべきこと、私の考えをまとめると、民間サービスを含めて、市全体での制度環境を国と一緒に作らせていただく。では、どういう制度を作るかというのが、一つは、この「医療版」情報銀行という事業が中核にあって、医療データについては、今までにない新しい事業モデルとなり得るので、そのルールや制度を構築して、事業モデルを作る、成功モデルをまず作ると。さらにそれを拡張できるように、標準的なことを考えて新しい市場を作っていくと、その先導役が加賀市の役割で期待されていると認識しております。

私からは、以上になります。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、総務省から御説明をお願いします。

○内田室長 総務省デジタル経済推進室長の内田と申します。本日は、よろしくお願いたします。

今、お手元に資料があるかと思いますが、これに沿って説明をさせていただきます。

まず2ページ目でございます。そもそも情報銀行とは何かということですが、情報銀行は、個人の実効的な関与、コントローラビリティのもとで、パーソナルデータの流通、活用を効果的に進める仕組みでございます。情報銀行は、利用者個人からの委任を受けまして、パーソナルデータを管理するとともに、利用者個人が同意した範囲において第三者提供いたします。利用者個人は、その第三者提供された、パーソナルデータが利用されたことによって得られた利益といったものがフィードバックされまして、例えばクーポンやサービス提供という形で便益を得る形になります。

総務省と経済産業省で合同の検討会を開いておりまして、平成30年6月に情報信託機能の認定に係る指針といったものを公表いたしました。現在、民間団体による任意の認定の仕組みといたしまして、この指針に基づく認定が行われております。令和4年6月時点で、計7社を認定しておりまして、今後の拡大を見込んでおります。

次のページにお進みください。その検討会のもとで、大きく四つの課題が示されております。そのうちの 하나가、健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いということになってございます。

次の4ページ目を御覧ください。現在、情報銀行では、要配慮個人情報を含む事業は、認定の対象としていません。ですが、他方で、色々な事業者さん等の話を聞いておりますと、健康・医療分野、特に要配慮個人情報というのは、今後、大きな可能性があるのでは

ないかという御指摘をいただいております、それを踏まえ、この検討会で、この10月以降、情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報の取扱いについて検討を進めてまいりたいと考えております。

このページの下に簡単なスケジュール案を載せておりますけれども、ちょうど10月3日に次回の検討会を開催予定でございます、それを受けてワーキンググループを設置し、集中的に議論をしていきたいと考えております。その結果につきましては、今年度中を目途に、公表できればと考えております。

次に5ページ目を御覧ください。こちらに、健康・医療分野の要配慮個人情報に関する期待感といったものを載せさせていただいております。

やはり情報銀行のような仕組みというのは、健康・医療分野と特に親和性が高いだろうという御意見があるとともに、その中でも要配慮個人情報といった大切に取り扱わなくては行けない情報といったものは、情報銀行が介在した方が良いのではないかといった意見をいただいているところでございます。

6ページ目を御覧ください。では、今回、その情報銀行で、総務省で検討したいと思っている内容としては、このレベル0からレベル3の情報の中のレベル2に該当するものでございます。レベル1、例えば、歩数、体重、体脂肪、体温、こういったバイタルデータにつきましては、既に情報銀行で取り扱っておりますが、レベル2にありますような、例えば、既往歴ですとか、健康診断の内容、アレルギー、こういったものにつきましては、現在、情報銀行では取扱いができないとなっております。

ですので、このレベル2に該当するような情報を、情報銀行で取り扱っていくに当たっては、どういったことに配慮する必要があるかといったことを、今後、検討会で検討していきたいと思っております。

加賀市で取り組まれる話につきましても、我々としては、非常にありがたいと思っております、是非相互に情報連携、フィードバックしながら進めていけたらうれしいなと思っております。

我々は、先ほど申し上げたとおり、年度中を目途に、色々検討を進めてまいりまして、一定の方向性を出したいと思っておりますので、例えば、加賀市でも、それを御参照いただいたり、あるいは、加賀市で行っていただいた実証の結果というものを、こちらにフィードバックいただいたり、そういった形で相互に連携しつつ進められればいいなと思っております。

総務省からは、以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様の方から、御意見、御質問がございましたら、お知らせいただけますでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合委員 御説明ありがとうございます。

情報銀行において、要配慮個人情報への取扱いについては、私も検討会にも参加させていただいております、非常に重要なテーマではないかと思っております。

そういった中で、やはり今回の検討を行っていくに当たって、ある程度の目途が本年度中に示されて、実際に認定まで進むような形になるといのように思っておりますが、総務省がお考えになられている中で、今時点でどういった点が論点として想定されているでしょうか。また、PHRの指針が情報銀行と大きく関連するテーマで、要配慮個人情報も既に指針ができて、そちらのほうも民間団体が設立されつつあることもあります。そういった他の指針との整理などは、どういう形で進められていくのかを伺えればと思います。

○中川座長 総務省、お願いします。

○内田室長 御質問ありがとうございます。

落合委員におかれましては、検討会でも御尽力いただきまして、ありがとうございます。

昨年度、総務省では、予算を使いまして調査事業を行っております。その中で、健康・医療分野の要配慮個人情報を取り扱うに当たって留意すべき事項といったものを、ある程度ピックアップしてございまして、検討会におきましては、それに基づきまして議論を行っていただきたいと思っております。

具体的にそこで取り上げているものとしたしましては、例えば、要配慮個人情報を取り扱う場合の利用用途はどうやって定めればいいのかですとか、あるいは要配慮個人情報で取扱可能とする対象情報や項目はどうすればよいか、あるいは要配慮個人情報を取り扱う者が遵守すべき安全管理措置、どのようなものがよいか、そういったものが論点になるだろうと考えております。

また、PHRのお話がございましたけれども、政府におきましては、現在、骨太の方針を踏まえまして、医療DX推進本部という総理をヘッドとした会議を立ち上げることを予定しております。その中では、基本的には、いわゆるEHR、電子カルテ標準化ですとか、そういったことを検討していくことになっているのですが、それに付随いたしまして、PHRの取扱い、つまり、PHR事業者と電子カルテ等の連携ですとか、そういったことも論点になっていくだろうと考えておりますので、その議論を踏まえつつ、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○落合委員 ありがとうございます。

もう一つですが、加賀市の御提案されている内容というのが、PHRや、情報銀行の検討で出ていたようなユースケースと若干違うのかなと思われる点として、加賀市のほうは、EHRそのものでどこまでやるかはありますが、EHRにかなり近いようなものや、その政策利用のような部分を想定されていると思います。そのあたりは情報銀行の検討会でも、必ずしも十分に整理して議論されていなかったかもしれませんので、やはり情報銀行のPHRの場合と同じような基準でいいのかどうか、こういった視点が、もしかするとあるかもしれません。今後も具体的な議論にあたっては、加賀市とは多分あまり議論されていたこともこれまで

なかったと思いますので、是非議論をしていただいて、その中で、PHRを主に念頭に置いた議論とは少し違う論点で見付けられるところも、是非抽出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○内田室長 ありがとうございます。

総務省といたしましては、大歓迎でございますので、今後事務的に調整をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○落合委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川座長 阿曾沼委員、お願いします。

○阿曾沼委員 加賀市、そして、総務省、御説明ありがとうございます。

私、この情報銀行の議論は、今、現実には実施されている地域情報ネットワークとの間で、どういうふうに整理したらいいのかと、実は悩んでいる一人でございます。加賀市御提案の情報銀行が、もし、PHR運用を核とした情報管理を行うとした場合各個々人のPHRは個人個人の責任の下で管理されている訳です。それを第三者に付託することは、何も総務省で考えられている情報銀行の制度によらなくてもできるのではないかなと思っています。事実、PHRの運業者の中では、PHRを自社のクラウドの中に管理して運用している訳です。

これと情報銀行という認定事業との整理というのが、いまいち医療の現場の中で認識されていないのではないかなと思っています。PHRを介した情報管理、付託は必ずしも情報銀行という枠組みの中でやらなくても現実的にはできるのではないかなと思っています。

ただ、今、落合委員がおっしゃったように、EHR、いわゆる医療機関が不特定多数の患者のデータを、いわゆる第三者的なデータベースの中に付託するということになる、これは、どういう取扱いになるのか。

実は、これも医療機関と事業者の間の契約において、今、既に運用されているものがあります。ここの部分の整理が、ちょっときちんとしておく必要があるかなと思っています。その点に関して、総務省のお考えとしては、どういうふうに整理されますか。

○中川座長 総務省、お願いします。

○内田室長 ありがとうございます。

大変貴重な論点だと思っています。おっしゃるとおり、現状、情報銀行という枠組みを使わなくても、個人情報保護法に基づいて事業を行う分には、同じことができます。それが現状だと思っています。

そこに情報銀行が関与する理由ですね、何のために入る必要があるのかといったところは、その理由というのを考えなくてはいけないと思っています。

我々が考えているところといたしましては、やはり一対一、つまりその医療機関と患者個人の関係であるならば、個別に同意を取っていけば、それでできる場所は非常に多いのではないかなと思うのですけれども、例えば、1回保有した情報を、より多くの一対多の関係で共有していこうと思った場合には、おそらく情報銀行という仕組みの有効性が発揮できるのではないかなと思っています。

総務省からは、以上でございます。

○阿曾沼委員 行政がやられる場合、加賀市の場合は、ロコモ・フレイルに関わる情報のアップロードを、一定の条件をもって義務化していくということが前提になっていると理解しています。この場合に、それが情報銀行の仕組みと組み合わせられて運用されるということで、今までとは少し違うのかなとは思いますが、今、各地域で運用されている地域医療ネットワークと何が違うのかということ、外形的に整理をしていかないと、きちんとした特区としての事業として、多くの方たちに理解いただくのは難しいのかなと思います。この辺の整理を是非、加賀市と具体的にやっていただければと思っております。

それと、加賀市の方に御質問なのですが、御説明の中で、「私の考えでは」と何回かおっしゃいましたが、この「私の考え」は、「市の考え」と一緒であると御理解をしてよろしいでしょうか。

○山内最高デジタル責任者 CDOの山内ですけれども、市を代表して言わせていただいております。

○阿曾沼委員 そうですね、では、「私の考え」ではなくて「加賀市の考え」ということで、お聞きしてよろしいですね。

○山内最高デジタル責任者 はい。

○阿曾沼委員 分かりました。

それから、情報銀行の枠組みを作る上で、認定事業者、申請事業者はどこになるのでしょうか。これは加賀市になるのか、これから選定される事業者になるのか、どちらになるのでしょうか。

○山内最高デジタル責任者 一度持ち帰らせていただき、回答させていただきたいと思いますが、今のところ、市の事業と考えています。

○阿曾沼委員 分かりました。その場合、今、認定事業を申請されて認可されている事業者というのは企業であったりするのですが、行政が認定事業者になる場合の仕組みとか、細かな行政との打合せ、これも総務省と、是非御検討いただきたいと思いますし、市で選定された事業者が、市である認定事業者から委託を受けてやるということになると、例えば次世代医療基盤法における認定匿名情報事業者は、当然、責任を持つ事業者と負託を受ける事業者両方が認定されていくわけですから、この辺の仕組みづくりというのをどうするのかも、少し具体的に分かりにくいところがあるので教えていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○山内最高デジタル責任者 承知しました。検討させていただきます。

○阿曾沼委員 あと、もう一点、加賀市資料の2ページの中で匿名化提供というのがあるわけですが、この匿名化提供に関しては、基本的には、行政ではなくて事業を請け負う事業者が匿名事業者になるのか、もしくは行政が認定匿名事業者になるのか、この辺も整理をしておく必要があるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山内最高デジタル責任者 承知いたしました。

○阿曾沼委員 あと、もう一点ですけれども、名寄せに関してなのですが、複数の医療機関のデータを一元化するという事は、利活用の中で非常に重要でございますので、そういう意味での名寄せのキーになるものが何なのか、そこにおいて整理をしないでいけないことを、もしくは規制改革が必要なところに関しても、内閣府の事務局と御相談をいただければと思っております。

○山内最高デジタル責任者 承知いたしました。

○阿曾沼委員 積極的な色々な取組でございますので、是非、いい形での実現を望んでおりますので、よろしくお願いいたします。

○中川座長 ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

今の委員と、それから総務省、それから加賀市とやりとりがありましたように、総務省のほうでも、今年度中を目途に様々検討いただくということで、向いている方向は多分、加賀市、内閣府、それから総務省が同じだと思っております。

その中で、やはりPHRなのか、EHRなのかですとか、あるいはそのスケジュールや、利益の還元の仕方ですとか、そういったもののすり合わせが必要だということも、多分、再認識できたのだと思います。

阿曾沼委員から最後に様々な内容を詰めていただきたいというような御要請がありましたけれども、加賀市のほうでも内容を詰めていただいて、総務省、それから内閣府とのディスカッションを早急に進めていただければと思っております。

そのほか、何かございますでしょうか。

ございませんでしたら、本日は、お集まりをいただきまして、ありがとうございました。

「医療版」情報銀行の制度構築に関するワーキンググループのヒアリングを、これもちまして終了したいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。